

第三条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (1)～(3) (略)</p> <p>注1～6 (略)</p> <p>7 介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(イ)</sup>の介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ロ)</sup>及び<sup>(ハ)</sup>、介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ニ)</sup>の介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ホ)</sup>及び<sup>(ヘ)</sup>、介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ヘ)</sup>並びに介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ロ)</sup>の介護老人保健施設短期入所療養介護費<sup>(ニ)</sup>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注11</u>の加算を算定している場合は算定しない。</p> <p>13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし</p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (1)～(3) (略)</p> <p>注1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注10</u>の加算を算定している場合は算定しない。</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし</p>

て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

14～17 (略)

18 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1及び注10の規定による届出に相当する介護保健施設サービスマンに係る届出があったときは、注1及び注10の規定による届出があったものとみなす。

19～21 (略)

22 (1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注9、注14及び注15は算定しない。

(4)～(11) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

注1～7 (略)

8 II型介護医療院短期入所療養介護費(1)のII型介護医療院

短期入所療養介護費(1)、II型介護医療院短期入所療養介護費(1)のII型介護医療院短期入所療養介護費(1)及びII型介護医療院短期入所療養介護費(2)のII型介護医療院短期入所療養介護費(2)並びにII型特別介護医療院短期入所療養介護費(1)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。

て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13～16 (略)

17 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1及び注9の規定による届出に相当する介護保健施設サービスマンに係る届出があったときは、注1及び注9の規定による届出があったものとみなす。

18～20 (略)

21 (1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注8、注13及び注14は算定しない。

(4)～(11) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

注1～7 (略)

(新設)

<p><u>9・10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注10</u>を算定している場合は、算定しない。</p> <p><u>12</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注10</u>を算定している場合は、算定しない。</p> <p><u>13・14</u> (略)</p> <p><u>15</u> 指定施設サービスマン等介護給付費単位数表の規定により、<u>注1</u>及び<u>注9</u>の規定による届出に相当する介護医療院サービスマン(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスマンをいう。)に係る届出があったときは、<u>注1</u>及び<u>注9</u>の規定による届出があったものとみなす。</p> <p><u>16・17</u> (略)</p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>10・11 (略)</p>	<p><u>8・9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を算定している場合は、算定しない。</p> <p><u>11</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を算定している場合は、算定しない。</p> <p><u>12・13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 指定施設サービスマン等介護給付費単位数表の規定により、<u>注1</u>及び<u>注8</u>の規定による届出に相当する介護医療院サービスマン(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスマンをいう。)に係る届出があったときは、<u>注1</u>及び<u>注8</u>の規定による届出があったものとみなす。</p> <p><u>15・16</u> (略)</p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>10・11 (略)</p>
--	---